

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 22 日現在

機関番号：13901  
研究種目：基盤研究(C)  
研究期間：2012～2014  
課題番号：24530087  
研究課題名(和文)多数当事者仲裁の法的規律  
  
研究課題名(英文)Legal framework of multiple arbitration  
  
研究代表者  
渡部 美由紀(WATANABE, Miyuki)  
  
名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授  
  
研究者番号：40271853  
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：多数の当事者が関与する仲裁手続の法的規律について、特に手続の併合を中心に検討を加えた。その際、諸外国の立法例や主要仲裁機関の規定、およびアメリカやドイツにおける判例・学説等を参照・分析した。

仲裁手続の基礎は当事者の仲裁合意にあるため、契約締結の際に多数当事者仲裁を見込んで慎重かつ明確にそのための規律について合意をしておくことが望ましい。問題は明確な合意がない場合である。一部について合意が欠けている場合は、契約間の関係等から、仲裁合意の範囲の拡張を検討すべきである。諸外国の立法例には強制的な手続併合を認めるものもあるが、なお慎重な検討が必要であろう。また、アメリカの集団仲裁の展開も紹介した。

研究成果の概要(英文)：In this research, I have considered about the legal rules for multi-party arbitration, mainly on the consolidation of the procedure, referred to legislation examples of foreign countries and main arbitral institutions, precedents and discussions especially in United States and Germany. Because the arbitration procedure is based on the agreement of parties, it is desirable for parties that they agree about rules of multi party arbitration carefully and have clear provisions with regard to them, when concluding a contract. Problems derive from lack a clear agreement. When agreement is partly omitted in the related contracts, expansion of the range of the arbitration agreement should be examined mainly from the viewpoint of the relations between arbitral contracts. Some countries have a compulsory consolidation system, but careful examination will be necessary. In addition, I introduced the development of class arbitration of America.

研究分野：民事手続法

キーワード：仲裁 多数当事者

## 1. 研究開始当初の背景

当事者の合意を基礎とする仲裁は、国家裁判権に係る制約を回避し、主要国のほとんどが加盟する 1958 年のニューヨーク条約により執行が可能であることから、国際紛争の解決手段としてよく用いられる。たとえば国際的な建設プロジェクトでは、その契約書内に、その契約をめぐる一切の紛争は仲裁により解決する旨の条項を置くことも多い。そのため、当該契約をめぐる紛争が生じた場合には、仲裁裁判所がその紛争について判断を示すことになる。

このようなプロジェクトをはじめ、現代社会においては多数の者が関与する取引が多く存在する。その契約形態には、複数の者が水平的に一つの契約を締結するもの、垂直的に複数の契約を締結するもの、水平的な契約を主契約として、その実現のために主契約の当事者のうちの一人がさらに別の者と垂直的に契約を結ぶなど、複数の個別の取引を通じて、複数の者が直接的又は間接的に法律関係を有するものなどがある。これらの契約関係に関して紛争が生じた場合にも、その解決手段として、訴訟ではなく、仲裁が選択されることは少なくない。

訴訟と仲裁は、その性質上自ずと手続内容が異なる。国家裁判所でおこなわれる訴訟の場合には、当事者への手続保障を不可欠の要請として、法の適用の下、公権的・強制的解決がされる。そこでは、任意訴訟禁止の原則が妥当し、当事者の合意に基づく手続形成は制限される。これに対して、仲裁の場合には、仲裁合意および仲裁人契約に基づいて、当事者が手続費用を全て負担して、私人たる仲裁人が手続を主宰する。仲裁合意がなければ、仲裁手続はなく、仲裁人の下す仲裁判断の拘束力（仲裁法 45 条 1 項参照）の基礎も当事者の合意にある。仲裁合意は国家裁判所の裁判権を放棄するものとして妨訴抗弁となり（同 14 条 1 項）、契約当事者が合意した範囲外の請求を審判したり、第三者が手続に入ったりすることは許されない。もっとも、仲裁制度は国家法の承認の下に存在している。国家裁判所は、仲裁判断の取消（同 44 条）や、仲裁判断の承認・執行制度（同 45 条 1 項、2 項、46 条）等を通じて、仲裁手続を一定程度介入する。なお、国家裁判所の仲裁手続への関与の度合いは国によって異なる。

多数当事者紛争についても、訴訟と仲裁とは異なる処理がされる。国家の設営する裁判所において多数当事者紛争を訴訟により解決する場合には、民事訴訟法の規律に従うことになる。そこでは、訴訟が公権的・強制的紛争解決方法であることを前提として、手続経済や当事者間での矛盾のない判断が求められ、請求の併合をはじめ、主観的・客観的複数請求に対応するための規律が多数用意されている。必要的共同訴訟では、手続進行と判断の統一がはかられ（民訴法 40 条 1

項）、紛争類型によっては、併合が強制される（同 41 条 3 項など）。これに対して、特定当事者間の特定の仲裁合意を拘束力の基礎とする私的な紛争解決方法である仲裁では、民事訴訟法の規律を同様に適用することはできず、別段の考慮を必要とする。当事者は、コストや時間がかかることを嫌って新たな請求や当事者を追加する複雑仲裁を拒否することができるし、他方で、効率的に、異なる判断主体によって矛盾する判断がさえるリスクを回避するため、関連する契約から生じる一連の紛争を一つの手続解決する旨の合意をすることもできる。多数人や複数の請求が絡む仲裁において、基礎となる仲裁合意の存在自体が問題となった場合には、仲裁人の管轄に関する問題が生じ、仲裁合意が欠けている部分については、当然に仲裁手続を行うことはできない。また、仲裁人の管轄が認められるとしても、当事者間に特段の合意がなければ、複数継続する仲裁手続を併合できるか、係属する手続に当事者以外の第三者が参加できるか、または当事者が第三者を手続に加えることができるか、その場合誰がその可否を判断するのか、さらに手続の併合等に伴い仲裁廷を構成する仲裁人の選任や数をどうするか、といった訴訟とは異なる問題が生じる。これらの問題が解決されなければ、複雑な紛争を合理的に解決するためには、国家裁判所における訴訟手続によらざるを得ないことになってしまい、手続の柔軟性、専門性、秘密性や、ニューヨーク条約による仲裁判断執行の容易さ等の仲裁のメリットを享受することが困難になりうる。そこで、当事者の合意を基礎とする仲裁の特性をふまえたうえで、効率的にこのような紛争を処理する方法が検討されなければならない。

国際仲裁の実務においては、多数当事者仲裁の増加がかねてから指摘されており、その規律が大きな関心事となっている。また、主要な仲裁機関の多くは、すでに独自に多数当事者仲裁に関する規律を設けており、諸外国の立法例でも手続の併合等について規律するものが散見される。さらにアメリカでは、近時中断仲裁の可否をめぐる、興味深い判例の展開がある。

一方、わが国では、平成 15 年に仲裁法が制定された際に、その制定過程においては、多数当事者仲裁が検討事項とされたものの、立法化には至らなかった。現在もなお、多数当事者仲裁については十分な議論の蓄積があるとは言えない状況である。

## 2. 研究の目的

1. の事情を背景として、本研究は、多数の当事者が関与する多数当事者仲裁 (multiple/multi-party arbitration) の法的規律を検討し、あるべき規律について一定の提言を行うことを目的とする。その際、国際紛争を主たる対象として検討し、実務的観点に十分に配慮する。

### 3. 研究の方法

研究は、主として、比較法的手法による。具体的には、アメリカ法、ドイツ法をはじめとする EU 諸国の法制、香港・シンガポール等のアジアの法制を調査し、その結果を分析・検討する。資料の収集や整理にあたっては、外国の研究者から研究協力を受け、より適切な文献等の収集に務める。そして、これをもとに、研究会等の場で報告を行い、研究者や実務家等の意見を踏まえ、論文として公表する。

### 4. 研究成果

とくに手続の併合を中心として、3.の方法により、多数当事者仲裁の手続規律について検討した。

#### (1) 仲裁合意の存在

まず、仲裁人の権限(管轄)、仲裁手続や仲裁判断に当事者が拘束される基礎は当事者間の仲裁合意にあるため、そもそも当該紛争を訴訟ではなく仲裁により解決すること、また仲裁によるとして、関連する紛争を一括して多数当事者仲裁としてすすめること、その際の仲裁人の選任方法等について、全ての関係当事者間で合意が調達されていれば、多数当事者仲裁を行うことに問題はない。したがって、多数当事者紛争を仲裁で合理的に解決するためには、仲裁合意を締結する際に、慎重かつ綿密に将来の紛争を想定し、仲裁に付される紛争の範囲を明確にした上で、特定の仲裁廷(人)に事件についての管轄があること、また、統一して仲裁手続を行うことができるよう、手続の併合や係属中の仲裁手続に第三者が参加する手続等について、明確に定めておくことが望ましい。多数の当事者間で一つの仲裁合意をしておくことが容易ではないと考えられる契約類型では、別々の契約について共同仲裁条項を挿入しておくことなどもありえ、その際、多数当事者仲裁のための規定を置く仲裁期間の仲裁に服する旨の合意をしておくこともあろう。もっとも、多数当事者仲裁手続に服することまで合意したと言えるかどうか疑わしい場合には、さらに当事者の意思を確認する必要があると思われる。

#### (2) 関連する紛争の一部について仲裁合意が欠けている場合

紛争主体となる者の範囲を予め確定しておくことは必ずしも容易ではない。関連する一連の契約の一部について、仲裁合意が欠けていたり、他の仲裁合意を適合しない内容の仲裁合意が結ばれていたり、管轄の定めが異なっていたりする場合もある。また、一部の者のみを被申立人とする仲裁が開始された場合に、被申立人が他の契約当事者を手続に巻き込んだり、第三者の手続参加を望んだりする場合もありうる。仲裁合意が欠けている場合、当然に仲裁人に管轄権を認めることができないが、関連する紛争を一つの手続で

審判することができないとすれば、非経済的かつ非効率であるし、異なる判断主体により矛盾した判断がされるおそれもあり。そこで、明示的な仲裁合意がない場合でも仲裁人が、一つの手続で関連する紛争を一度に審判することが認められないかが問題となる。具体手には、黙示的に仲裁合意があったと解されるか、または仲裁合意内容を解釈により拡張できないかが検討されなければならない。これについては、同一当事者間で、関連する複数の契約の一部に仲裁条項が欠けているか、適合しない仲裁条項がある場合と、直接の仲裁合意がない者を当事者とする場合とに分けて検討される。の場合、まずは、複数の契約間の関係を確認し、先に締結された基本契約の仲裁条項に基づいて仲裁人に管轄権を認めることが許容されるかどうかを中心として、付加的・補充的合意から生じた紛争を仲裁に付託する当事者の意思の有無が、基本契約の目的に従って判断されなければならない。契約間に密接な関連があり、仲裁条項がないことが他の契約から生じる紛争を仲裁に付託し一挙に解決することを排斥することを意味するものでなければ、当事者の意思として黙示的に仲裁合意があったとみてよいものと思われる。他方、後に締結された契約が、基本契約の履行ないし補充でなく、新たに当事者に異なる義務や負担を負わせるものであれば、仲裁人はこれについて管轄権をもたないと考えられる。仲裁条項がある契約と国家裁判所に管轄権を認める契約がある場合には、裁判所の管轄条項のある契約から生じた紛争に仲裁廷の管轄を拡大することは原則として認められないと考えるべきである。の場合、当事者が管轄に意義を唱えず手続に参加している等の事情がある場合には、その者が黙示的に仲裁に合意しているとして、仲裁人の管轄を認めることができる。それ以外の場合は、仲裁合意の主観的範囲の解釈に関係する。仲裁合意の主観的範囲を、直接合意のない当事者にまで拡張することに対しては慎重になるべきであらう。

#### (3) 仲裁手続の併合

関連する紛争が格別の仲裁手続で処理されることになった場合に、手続を併合できるだろうか。

まず、当事者の合意がある場合には、事湯に手続を併合できる。したがって、契約作成時に手続併合等についても明確に合意しておくことが望ましい。併合の要件として、当事者の合意以外に請求間の関連性を要求するか否かについては争いがあるが、当事者の合意を基礎とする仲裁においては、訴訟の場合と異なり(民訴法38条参照)、合意があれば併合を認めてよいと思われる。

次に、当事者の合意がない場合であるが、私的自治や仲裁機関等の受動性・独立性の観点から、当然に裁判所や仲裁人の職権で、手続を併合することは許されない。これについ

て、香港・オランダ等では、一定の要件の下に、仲裁手続の併合を認めることができる旨を法定している。また、アメリカでは、特段の合意がない場合に、裁判所が併合の可否を判断するとする州がある。効率的に手続をすすめるには強制併合は有用であるが、複数の仲裁合意は、それぞれ仲裁人の選任方法、本案の準拠、手続規律等について異なった定めを置く場合もあるから、併合に際しては、さまざまな問題が生じうる。また、かりに強制併合しても、その結果として出された仲裁判断には事後的に承認・執行が拒絶されるリスクが残る。裁判所の強制併合命令が、本来的に私的自治や当事者の合意を基礎とする仲裁になじむのかという本質的な問題もあるため、これについては、十分な検討が必要であると思われる。

#### (4) 機関仲裁

ICC (国際商業会議所), JCAA (日本仲裁協会), HKIAC (香港国際仲裁センター) 等、主要な仲裁機関では、近時改正により併合等の規定を新設ないし整備するところが多い。

#### (5) 集団仲裁の可能性

近時アメリカでは、集団仲裁 (class arbitration) をめぐって、興味深い判例の展開 (Green Tree Financial Corp. v. Bazzle, 539 U.S. 444 (2003), Stolt-Nielsen S.Z. v. Animal Feeds Int'l Corp., 130 S. Ct. 1758 (2010), AT&T Mobility LLC v. Conception, 131 S. Ct. 1740 (2011)) がある。集団仲裁とは、クラスアクションと同様に、共通又は類似する利害関係を有する多数の当事者のうちの一部又はそれらの者の為に行うことを認められた者が、クラス全体を代表して仲裁手続 (集団仲裁) を行い、一括して全当事者の権利を行使するものであり、仲裁判断は全てのクラス構成員を拘束する。

Bazzle 判決が集団仲裁への途を開いたため、これ以降、明確に集団仲裁の合意がなくても、集団仲裁を申し立てる事例が増加した。しかし、続く Animal Feeds 事件において、裁判所は当事者が集団仲裁について何も触れていないことをもって、集団仲裁手続による紛争解決への同意を推定することは許されないとする。また、AT&T 事件では、州法がクラスアクション放棄条項を無効にすることは難しいと判断された。立法動向を含め、今後の展開が期待される場所である。

集団仲裁の可能性については、欧州でも論じられているが、そもそもクラスアクション制度自体の導入にも消極的であるところが多数であるため、十分な議論はまだなされていないように思われる。集団仲裁では、とりわけ仲裁適格と仲裁合意の存在が問題になる。前者については、とくに消費者や労働者といった社会的・経済的に弱い立場にある当事者と企業との契約を集団仲裁で処理することは困難であろう。後者については、黙示の合意があったと解釈して認める余地がないかどうか問題になるが、合意解釈の主体、

クラスへの加入方法、仲裁人の選任、仲裁判断の拘束力等、検討すべき課題が多いと思われる。

#### (6) その他の研究成果

当事者の合意を基礎とする紛争解決方法として仲裁とならぶ調停 (メディエーション) について、とくにドイツ法がメディエーション法を制定したため、その規律について、分析・検討し、報告した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

渡部美由紀「ドイツにおける ADR メディエーション法の成立」法律時報 85 巻 4 号 (2013 年) 44-49 頁

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 2 件)

仲裁 ADR 法学会・明治大学法科大学院編『ADR の実際と展望』(商事法務, 2014 年) 131 頁 -138 頁。

渡部美由紀「多数当事者仲裁の法的規律 手続の併合を中心に」本間靖規ほか編『河野正憲先生古稀祝賀・民事手続法の比較法的・歴史的研究』(慈学社, 2014 年) 699 頁-734 頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況 (計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡部美由紀 (WATANABE, Miyuki)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40271853

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：